

成田市
循環型社会形成推進地域計画

千葉県成田市

平成24年12月21日

平成26年4月30日 変更報告

平成28年11月10日 変更

目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	2
(4) 広域化の検討状況	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	5
(4) 生活排水等の処理の目標	6
(5) 空港から排出される一般廃棄物の現状と見込み	7
3. 施策の内容	8
(1) 家庭系ごみの発生抑制、再使用の推進	8
(2) 事業系ごみの発生抑制、再使用の促進	11
(3) 生活排水対策	12
(4) 処理体制	13
(5) 処理施設等の整備	15
(6) 施設整備に関する計画支援事業	15
(7) その他の施策	16
4. 計画のフォローアップと事後評価	17
(1) 計画のフォローアップ	17
(2) 事後評価及び計画の見直し	17
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成25年度）	20
別添資料1 トレンドグラフ	23
別添資料2 処理施設の状況	24
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2（平成25年度）	26
様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	27
【参考資料様式1】	28
【参考資料様式5】	29
【参考資料様式6】	30

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	成田市
面積	213.84 k m ²
人口	129,786 人
(平成 24 年 10 月 1 日現在)	



図 1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

成田市（以下、「本市」という。）は、千葉県の北部中央の北総台地にあり、首都圏のほぼ 50km 圏内に位置している。昭和 41 年に新東京国際空港（現・成田国際空港）の設置が決定され、昭和 53 年 5 月に一部供用開始となったが、空港建設を契機として空港関連事業の進出とともに住宅団地・工業団地・交通網の整備が進められ、急速に都市化が進展した。また、平成 21 年には成田国際空港の平行滑走路が完成し、今後とも、国内外から多くの人々が訪れ、交流する都市としての一層の発展が期待されている。一方、ごみ処理の状況は、総排出量は減少傾向となっているが、一人あたりの排出量では国及び県の平均値と比べて高いことや、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））低下などの課題があることから、発生抑制（Reduce）・再利用（Reuse）・再生利用（Recycle）という 3R を一層推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄というライフスタイルを見直すための効果的な施策を実施し、市民・事業者と協働して循環型社会形成を目指していく。

廃棄物対策の重要な担い手となる市民や事業者には、それぞれの立場で実施可能な日常的な取り組みとして、3R 推進に向けての消費行動や事業活動の再点検を促し、資源回収や減量化への参加をさらに拡大する。また、環境教育や出前講座、リサイクル教室の開催など廃棄物の発生抑制・資源化等の各種普及啓発、適切な情報提供を実施するとともに、市民・事業者とともに一般廃棄物処理事業のあり方について検討していく。施設整備の面では、富里市と共同で整備していた成田富里いずみ清掃工場（熱回収施設）が平成 24 年 10 月より供用を開始し、電力及び熱エネルギーとしての活用とともにスラグ等の有効活用、最終処分量の極小化を図っていく。また、再利用・再生利用の面では、ごみ分別区分の見直しを行ったところであり、今後はストックヤードの整備によるリサイクルプラザ機能の充実を図る。

さらに、自然環境の保全、生活環境の向上等の観点から生活排水による河川や池沼での水質悪化を防ぐため、下水道区域外における合併処理浄化槽整備を積極的に進めていく。

(4) 広域化の検討状況

平成 9 年度の国の「ごみ処理広域化方針」、翌年度の千葉県の「ごみ処理広域化計画」の策定を受け、本市及び富里市の共同整備による成田富里いずみ清掃工場（熱回収施設）が平成 24 年 10 月から稼働を開始した。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物（空港分を除く）の排出、処理状況は図 2 一般廃棄物の処理状況フローのとおりである。

総排出量は、集団回収量を含め 51,705 トンであり、再生利用される「総再資源化量」は 12,108 トン、リサイクル率は 23.4%である。中間処理による減量化量は 36,277 トンであり、集団回収を除いた排出量の 73.6%が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の 6.7%にあたる 3,320 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 42,178 トンである。

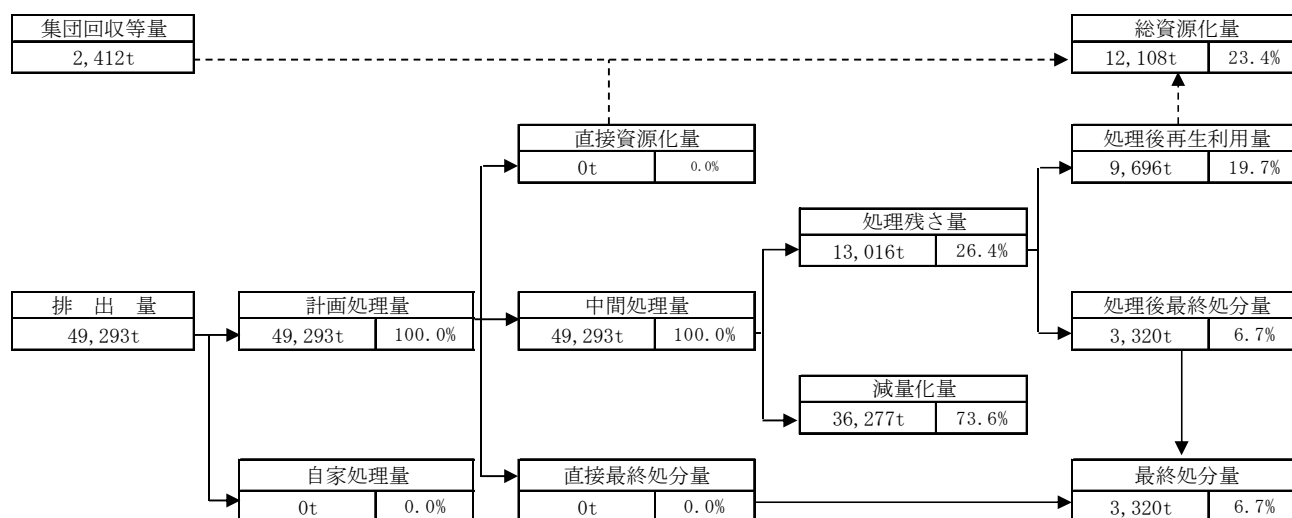


図 2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理形態別人口は図 3 生活排水の処理状況フローのとおりである。

生活排水処理対象人口は、129,255 人であり、水洗化人口は 109,927 人、汚水衛生処理率 85.0%である。

し尿発生量は 3,853kl/年、浄化槽汚泥発生量は 24,210kl/年であり、処理・処分量（=収集・運搬量）は、28,063kl/年である。

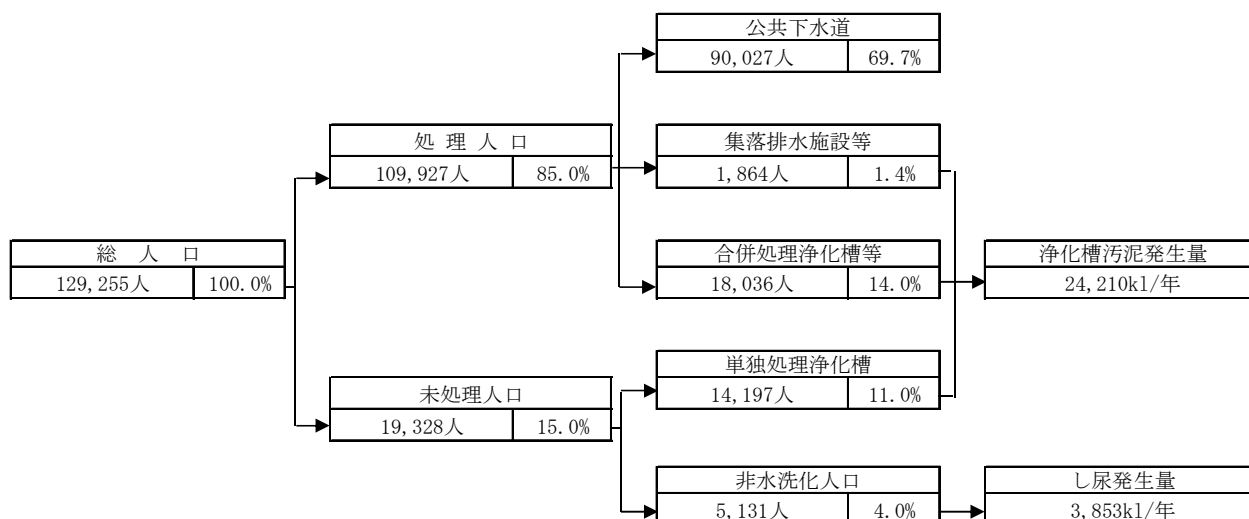


図 3 生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、発生抑制を中心とした廃棄物の減量を含め循環型社会の実現を目指し、以下のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

参考として、別添で現状推移と減量目標とのトレンドグラフを添付する。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合 ^{※1}) (平成23年度)	目 標 (割合 ^{※1}) (平成30年度)
排出量	事業系	総排出量	16,903 トン
		1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.4 トン/事業所
	家庭系	総排出量	32,390 トン
		1 人当たりの排出量 ^{※3}	201 kg/人
	合 計	事業系家庭系排出量合計	49,293 トン
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0%)	
	総資源化量	12,108 トン (24.6%)	
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	—	
減量化量	中間処理による減量化量	36,277 トン (73.6%)	
最終処分量	埋立最終処分量	3,320 トン (6.7%)	
			866 トン (1.8%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：t]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：t]

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：t]

最終処分量：埋立処分された量[単位：t]

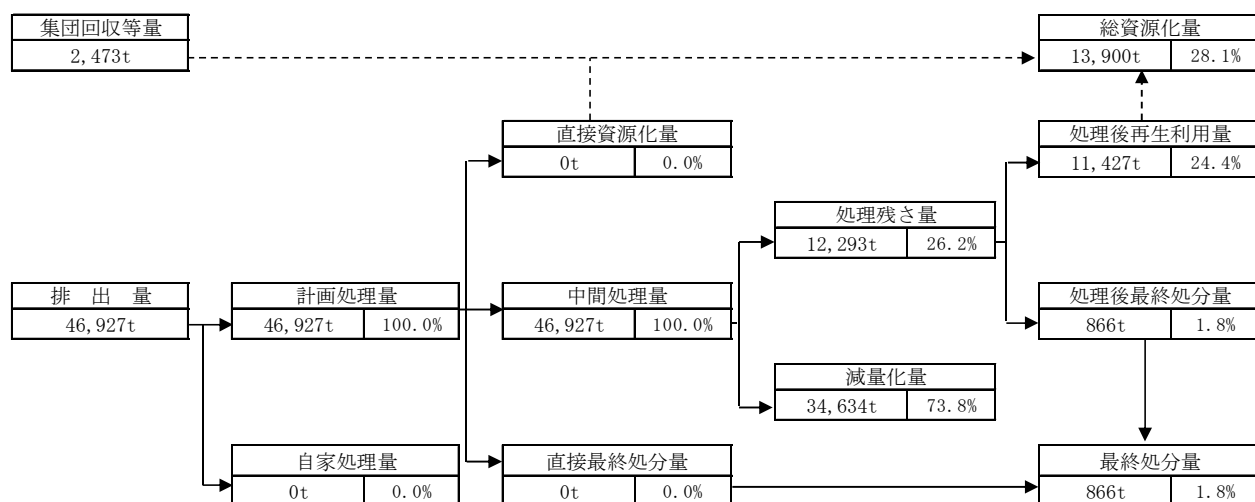


図 4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水等の処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成23年度実績		平成30年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	90,027 人	69.7%	112,265 人	76.9%
	農業集落排水施設等	1,864 人	1.4%	2,070 人	1.4%
	集中処理浄化槽	2,385 人	1.8%	2,385 人	1.6%
	合併処理浄化槽	15,651 人	12.1%	18,880 人	12.9%
	未処理人口	19,328 人	15.0%	10,400 人	7.1%
	合 計	129,255 人		146,000 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,853 キロリットル		2,281 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	24,210 キロリットル		21,504 キロリットル	
	合 計	28,063 キロリットル		23,785 キロリットル	

(5) 空港から排出される一般廃棄物の現状と見込み

成田国際空港から排出される一般廃棄物は、民間の許可業者により処理されている。平成 23 年度の排出量は可燃ごみが 20,245 トン、不燃ごみが 1,673 トンである。また、業者が独自で処理する資源物を含めたリサイクル率は 30.1%となっている。

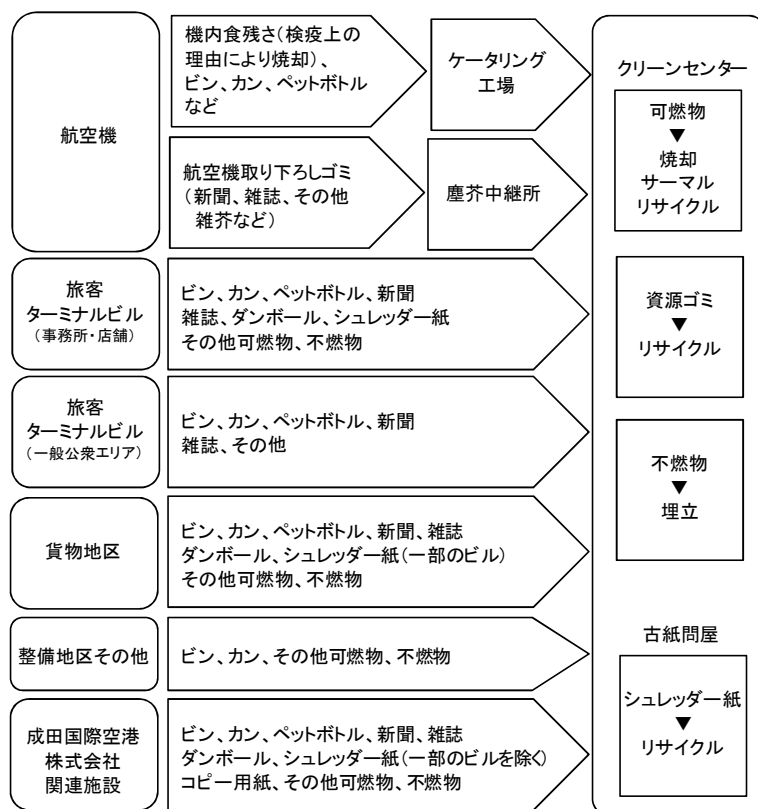


図 5 空港から排出される一般廃棄物の処理状況フロー

現在、成田国際空港の環境保全活動の取り組みとして、「エコ・エアポートビジョン 2020」並びに「エコ・エアポート基本計画(2011-2015)」が策定されており、取り組み項目のひとつに一般廃棄物のリサイクル推進と排出量の削減を掲げている。

この計画は、平成 22 年度を基準年度、平成 27 年度を目標計画年度とし、リサイクル率を 32.7%から 37.7%への引き上げ、空港利用者 1 人当たりの一般廃棄物焼却量を基準年度に比べて 5.0%削減を目標としている。

現在の分別区分は、一般公衆エリアで 6 分別(ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、その他)、事務所・店舗エリアで 8 分別(ビン、缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール、その他の可燃物、その他)としている。

一般廃棄物の大半は航空機取り下ろしごみのため、焼却が義務付けられている機内食残さ以外のものについての分別・リサイクルの推進に向けて成田エアポート推進協議会の関連事業者でワーキンググループを設置し、対策を検討している。

<出典：成田国際空港株式会社 (<http://www.naa.jp/jp/>) より>

3. 施策の内容

(1) 家庭系ごみの発生抑制、再使用の推進

ア. 有料化の検討

現在、家庭系ごみについては、指定ごみ袋制度を導入しているが、市民の負担は指定ごみ袋の製造・流通コスト相当分であり、ごみの収集運搬や処理費用の負担にまでは至っていない。

表3 家庭ごみにおける市民の費用負担等の状況

市名	成田市
ごみの出し方 (分別して集積所に決められた日時に出すこと)	<input type="checkbox"/> 平成24年度(10月)から指定袋による分別区分を改定。 <input type="checkbox"/> 指定袋は市内取扱店で購入する(10枚1組約120円)。 <input type="checkbox"/> 指定袋は、可燃ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、ビン・カン、金物・陶磁器・ガラス類の5種類。 <input type="checkbox"/> 有害ごみは透明な袋に入れること。 <input type="checkbox"/> 紙類は種類別に紐で十文字に縛ること。 <input type="checkbox"/> 衣類・布類は透明なビニール袋に入れること。 <input type="checkbox"/> 粗大ごみの収集(無料)は事前に申し込むこと。
処理施設への直接搬入	<input type="checkbox"/> 費用は無料。 <input type="checkbox"/> 分別して搬入すること。 <input type="checkbox"/> 粗大ごみは規定以下の大きさとする。

今後は、ごみ分別区分を見直したことによるごみ量の推移をみる中で、ごみ量が増加していく場合には、家庭系ごみの有料化などによるごみの減量化策を検討する。

イ. PR強化等による資源化・減量化運動の推進

① 再生品の使用推進と普及の拡大

現在、リサイクル施設等において不要となった家具や自転車の再生及び販売、市民主体のフリーマーケットの開催など定期的実施している。今後もこうした活動を継続・充実させながら、市民・事業者に対し広報や市のホームページで再生品の使用推進の呼びかけを行うとともに、ごみの減量・再利用・再生利用を積極的に実施している市民や市民団体に対する認定制度の創設を検討する。

② 定期的なPR活動、イベント等での啓発

市広報紙やホームページによる啓発等のもとより、学校等での環境教育、市職員による出前講座、市主催の各種イベントでの啓発活動を通じて、ごみ処理の現状や減量化への取り組みなどの普及を図っている。また、民間団体等による各種イベント等では、主催者と事前に協議し、ごみの散乱防止とともに、資源物としての分別の徹底等を図っている。

今後は、ごみが減量化された場合の効果等、関心の高いものから専門的内容まで様々な情報を広報等の情報媒体に掲載するとともに、市民がごみ問題に対する意見を行政や他の市民に伝えるなど意見交換の場を創設する。

③ マイバッグ運動、レジ袋対策の推進

レジ袋使用量の削減や過剰包装の見直しのため、買い物などにおけるマイバッグ等の持参について普及啓発を図るとともに、大型店等が現在独自に取り組んでいるレジ袋削減方策を促進する。

④ 使い捨て容器等の自粛、詰め替え製品等の利用促進

ごみの大量発生につながる使い捨て容器等の自粛、さらには詰め替え製品のような環境負荷の少ない商品の積極的な購入など、消費行動の転換を促すための普及啓発活動を展開する。

⑤ 廃棄物減量等推進員との連携

現在、各自治会単位で配置されている廃棄物減量等推進員と連携して、分別区分の徹底、ごみ集積所の適正管理、自治会等での資源物の集団回収運動等の促進を図っている。今後も引き続きこの制度を活用するとともに、市のごみ処理の現状等についても廃棄物減量等推進員を通じて効果的に PR していく。

⑥ ごみ処理施設・資源化施設の公開、見学会の開催

熱回収施設やリサイクル施設を普及・啓発の拠点とし、積極的に公開し、ごみ処理の現状や公害防止の取り組みとともに資源化・再生利用の重要性など、市民の3R意識の向上を図る。

ウ. 家庭用ごみ減量器具等への補助制度の推進

可燃ごみの 40%ほどを占める生ごみ対策として、コンポスト容器や機械式生ごみ処理機などのごみ減量器具を購入する一般家庭に対し補助金を交付する制度を導入しており、今後も引き続き行っていく。また、堆肥化などの資源としての循環利用の促進のため、利用者への使用状況等のアンケート調査や堆肥等の利活用に関する情報提供などにも努め、利用者数の増加を図る。

表 4 家庭用ごみ減量器具等についての補助制度の概要

市名	成田市
助成金の額 (1基当たり)	<input type="checkbox"/> コンポスト容器 →購入費の 1/2 で 5,000 円まで。 <input type="checkbox"/> 生ごみ処理容器 →購入費の 1/2 で 1,500 円まで。 <input type="checkbox"/> 機械式生ごみ処理機 →購入費の 1/2 で 50,000 円まで。(成田空港騒音地域については、50%増し。)
備考	<input type="checkbox"/> コンポスト容器及び生ごみ処理容器は 1 世帯あたり 2 基まで、機械式生ごみ処理機は 1 世帯当たり 1 基まで。 <input type="checkbox"/> 機械式生ごみ処理機は 5 年を経過して、かつ使用できなくなった場合、コンポスト容器及び生ごみ処理容器は 5 年を経過した場合、又は 2 年を経過して破損した場合に再補助が可能となる。

工. 有価物資源集団回収(団体・組織での回収)の推進

現在、家庭ごみの減量化と資源としての有効活用を目的とし、新聞・雑誌・段ボール・ビン・缶・ペットボトルなどの有価物については、自治会や子供会等での自主的な集団回収運動を促進するため、表5のとおり奨励金制度を導入しており、今後もこの制度を継続・充実し、実施団体や参加者の増加を図る。

表5 有価物資源集団回収の仕組みの概要

市名		成田市
対象と している 有価物資源	紙 類	新聞紙・ちらし、雑誌、段ボール、牛乳パック、菓子箱など
	衣類・布類	スーツ、ズボン、タオル、毛布など
	缶 類	アルミ缶、スチール缶
	ビ ン 類	生きビン、雑ビン
	金 属 類	一斗缶、なべ、やかん、ストーブ、ガスコンロ、お菓子の缶
	ペットボトル	飲料用、酒類用、醤油用、調味料用（粘度の低い調味料が入っていた容器）
奨励金の交付額		1kgにつき10円
資源回収の流れ		<pre> graph TD A[実施団体] -- "1.団体登録" --> B[市] A -- "2.資源物引渡し" --> C[民間資源回収業者で組織する協同組合] C -- "3.回収報告" --> B B -- "4.奨励金" --> A </pre>

オ. その他家庭系ごみの発生抑制・再使用促進のための施策

家庭系ごみに係るその他の排出抑制・再使用促進のための施策として、以下の項目についても、その実効性を含め検討を行う。

- ① 不要品等の有効利用への取り組みとして市のホームページ等での情報窓口の設置・運営
- ② 剪定枝・刈草等の堆肥化又はバイオマス化事業
- ③ 民間事業者が自主的に行う廃食油の分別収集又は拠点回収に関する紹介・PRなどによる支援

(2) 事業系ごみの発生抑制、再使用の促進

ア. 多量排出事業者への指導

本市においては、延べ床面積 500 m²以上の事業者について、自己処理責任の原則を踏まえ、各事業者が作成する減量化・適正処理計画書に基づく取り組みの指導を主に実施している。また、必要に応じて事業者の取り組み状況を確認し、更なる減量化・資源化への誘導を図るとともに、模範的で優良な取り組みについては表彰等を行う。また、自主的なリサイクルルート構築の支援、環境省主導によるエコアクション 21 など環境マネジメントシステムの普及導入を支援していく。

イ. 事業者の資源化・減量化への取り組みの指導等

① 事業者処理責任の徹底した指導

本市においては、事業者に対する適正分別・排出指導を行い、ごみ減量・資源化推進への意識啓発とその実践を積極的に促していく。

② レジ袋の使用抑制又は廃止の促進

家庭系ごみ減量施策との連携を図りながら、事業者による店頭でのマイバッグ運動等の積極的な PR を強化する。また、レジ袋廃止に向けたモデル事業等の実施についても事業者と協議していく。

③ 簡易包装の促進

商品の販売時だけでなく、事業者における商品や材料等の購入時にも簡易包装に心がけるように PR を継続・充実していく。

④ 事業者の再生品利用の促進

事業活動における効果的な再生品利用の促進のため、個別で具体的な取り組みを事業者とともに検討し、持続可能な体制づくりを支援していく。

⑤ 従業員等への環境教育の強化

従業員等に対する、ごみの減量化・資源化につながる環境保全教育の実施を促進し、環境意識の向上に努めるよう指導していく。

⑥ 紙ごみの削減

事務等の書類の両面使用の徹底、再利用・再資源化への取り組みを促進し、極力ごみにしない事業体制づくりを支援していく。

⑦ 修理体制等の整備と再生資源の利用促進

商品のメーカー等と連携して消費者からの修理などの相談に対応できるような仕組みづくりを促進するとともに、消費者には再生資源を利用した商品等の購入の啓発に努める。

ウ. 事業系生ごみの資源化の促進

既に一部で実施されている生ごみ堆肥化等への取り組みを支援し、事業者同士或いは農家等との連携による資源化の拡充を図る。

工. 一般廃棄物処理施設への搬入車両の検査の実施

処理施設へ搬入する許可業者等に対しては、搬入物の内容検査を適宜実施し、事業系ごみの排出状況の把握とともに適正分別等の指導に努める。

オ. 事業系ごみの処理手数料の見直し

現在、事業系ごみ処理手数料として10kg当たり216円を徴収している。

処理手数料については、近隣自治体の状況を考慮のうえ、市が行う廃棄物処理事業の費用負担のありかたの検討とともに適切な見直しを行う。また、不法投棄対策の強化も併せて検討する。

カ. 事業系ごみの発生状況等の詳細把握

事業系ごみの多くが収集運搬業許可業者によって搬入されることから、各事業者の発生状況を把握するとともに、ごみと資源物を区別した収集等の効果的な方策の検討を行う。

キ. 事業系ごみのその他排出抑制・再使用促進のための施策

事業系ごみに係るその他の排出抑制・再使用促進のための施策として、以下の項目についても、その実効性を含め検討を行う。

- ① 中小規模の事業者への指導の強化
- ② 工場・オフィス・商店等が共同で資源物を対象としたリサイクルシステムを構築するための取り組み
- ③ 民間施設における堆肥化事業・廃食油再生事業等の促進

(3) 生活排水対策

ア. 広報・啓発活動

家庭等から排出される汚濁負荷量の削減のため、以下に示すような広報・啓発活動の強化を図る。

家庭で出来る具体的な浄化対策をパンフレットやホームページにおいてわかりやすく説明するとともに、市内の河川水質に関する情報を目標とともに公開するなどして情報提供に努める。

また、印旛沼クリーンハイキング等の啓発イベントの開催などの啓発活動を行う。

イ. 公共下水道等による水洗化率増加促進

本市は、千葉県印旛沼流域等生活排水対策重点地域に指定されており、その対策が求められていることから、公共下水道の整備を促進する。

公共下水道の区域外には、農業集落排水処理施設と合併処理浄化槽設置を促進する。

ウ. 単独処理浄化槽対策

生活雑排水の未処理放流により水質汚濁の要因となる単独処理浄化槽については、生活排水の処理を推進するために、合併処理浄化槽への転換の指導に努める。

エ. し尿・汚泥処理

し尿等の収集量の減少に対応した効率的な収集運搬、処理施設の適正な運転を行う。

(4) 処理体制

ア. 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 6 のとおりである。

現在、容器包装リサイクル法、現有施設の処理能力等を考慮した分別区分を設定し、分別収集が行われており、処理・処分については現有施設あるいは民間委託によりそれぞれ行われている。

可燃ごみについては、富里市と共同で整備した成田富里いずみ清掃工場（熱回収施設）にて、可燃性破砕残さ等を含めて熔融処理し、蒸気や温水等での熱エネルギー回収を行っている。

また、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、成田市リサイクルプラザにおいて、破砕・選別・圧縮等の処理を行ない、更なる減量化・再資源化を図っている。

この他、陶器類やガラス類等については、適正に処理・処分（民間業者への委託を含む）を行なっていくこととする。

さらに、低公害車の利用促進を図るとともに、収集運搬ルートを見直して、効率的な収集運搬計画を検討する。

表 6 成田市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状 (H23年度)								今後 (H30年度)						
旧成田市地域				旧下総町・大栄町地域				分別区分	処理方法		処理施設等			処理計画
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績				一次処理	二次処理	処理計画	
燃やせるごみ	焼却・リサイクル	市焼却施設及び委託	20,983	可燃ごみ	焼却	伊地山クリーンセンター	2,920	可燃ごみ	溶融(熱回収)	発電・リサイクル	成田富里いずみ清掃工場		21,250	
可燃粗大ごみ			156	ペットボトル	リサイクル	委託	47	可燃粗大ごみ					105	
可燃直接搬入ごみ			1,025	ビン・カン	伊地山粗大ごみ処理施設	441	可燃直接搬入ごみ	960						
ビニール・プラスチック類			委託	3,261			不燃ごみ	リサイクル・埋立	紙類	集積	成田市リサイクルプラザ	売却	3,620	
ビン・カン・ガラス	リサイクル	市選別・破砕施設及び委託		1,429	粗大ごみ及び直接搬入ごみ	不燃	焼却	伊地山クリーンセンター	576	衣類・布類	集積	成田市リサイクルプラザ	売却	100
有害ごみ	委託		57	有害ごみ	リサイクル	選別・売却	成田市リサイクルプラザ	売却	1,600					
金物・陶磁器類	リサイクル・埋立	市選別・破砕施設及び委託	948	金物・陶磁器類・ガラス	溶融(熱回収)	リサイクル	選別・発電・リサイクル	成田市リサイクルプラザ 成田富里いずみ清掃工場	720					
不燃粗大ごみ			547	不燃粗大ごみ						410				
不燃直接搬入ごみ														

※分別区分については、区分された廃棄物が具体的にどのような廃棄物を指すかは別紙1による。

イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

産業廃棄物に該当しない木くず、紙くず、生ごみなどの事業系一般廃棄物については、家庭ごみに準じて処分を行う。

多量排出事業者に対しては、事業系一般廃棄物の減量化に関する計画書を作成し、計画を実行するよう推進していく。現在実施している延べ床面積 500 m²以上の事業者に対しての指導を引き続き推進していく。

ウ. 一般廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物の現状と今後

本市においては、現在、紙くず、木くず、その他焼却に適したものについては処理できるよう条例で規定しているが、平成 13 年度以降実績はない。

エ. 生活排水処理の現状と今後

今後も引き続き、下水道への転換と合併処理浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿・浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた焼却灰については、成田富里いずみ清掃工場にて溶融処理している。

オ. 今後の処理体制の要点

- 可燃性廃棄物として焼却される廃棄物については、新清掃工場において、効率的な熱回収（発電）を行い、その際に発生するスラグ等についても、リサイクルしていく。
- 大規模事業所に対して、引き続き一般廃棄物の減量化に関する計画を作成させ、計画管理を行うことにより、事業系一般廃棄物の発生を抑制する。
- 生活排水処理施設の整備については、合併処理浄化槽の設置を促進する。

(5) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

上記(4)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表7のとおり必要な施設整備を行う。

表7 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	ストックヤード	いずみ清掃工場解体・ストックヤード整備事業	ストックヤード 1,035.82㎡	成田市小泉	H26～H29

(整備理由)

- 事業番号1 新しい分別区分導入によるリサイクルプラザのストックヤード不足、及び熱回収施設で発生するスラグをリサイクルするためのストックヤード整備

イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表8のとおり行う。

表8 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	実施主体	直近の整備済 基数(基) (平成23年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業	成田市	4,499	765	2,300	H25～H29

(6) 施設整備に関する計画支援事業

上記(4)の施設整備に先立ち、表9のとおり計画支援事業を行う。

表9 施設整備に関する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	いずみ清掃工場解体・ストックヤード整備(事業番号1)に係る調査設計事業	廃焼却炉解体事前調査・実施設計 ストックヤード建築実施設計	H25～H28

(7) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していく。

ア. 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、引き続き普及啓発の充実に努める。

イ. 不法投棄対策

熱回収施設の共同整備や費用負担の見直しに伴い、ごみの自己搬入行動等の変化が想定され、不法投棄が拡大するおそれもある。

現在、監視カメラや啓発看板の設置による視覚効果を伴う対策、また、自治会等の単位で配置した不法投棄監視員との連携による地域における不法投棄対策を行っている。

今後も引き続き、これらの施策を充実させ、不法投棄監視員やボランティア・地域住民と連携し、不法投棄に対する監視活動の強化、散乱ごみの清掃・美化に努める。

ウ. 災害時の廃棄物処理に関する事項

千葉県内の市町村・一部事務組合においては、平成9年に「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助に係る細目協定」が締結済みであり、県内すべての廃棄物処理施設が相互に協力する体制となっている。今後は、それぞれの市町村が策定する地域防災計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の仮置場や最終処分方法など具体的な処理体制の確保を図り、近隣地域との連携体制の一層の強化に努める。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、千葉県及び国と意見を交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

(別紙1) 分別区分説明資料

現状 (23年度)

旧成田市地域		旧下総町・大栄町地域	
分別名	対象となるもの	分別名	対象となるもの
燃やせるごみ	台所ごみ(料理くず、果物の皮、卵のから、貝殻、食用油を固めた物等)紙くず類、紙おむつ、布・衣類、皮革類、木の枝・草(50cm未満で少量のもの)	可燃ごみ	台所ごみ(料理くず、果物の皮、卵のから、貝がら、食用油を固めたものなど)、紙くず類、紙おむつ、使い捨てカイロ、ぬいぐるみ、木くず(草、木の枝など)、皮革類(靴、カバン、ゴム類)、プラスチック類(洗剤、ソース・マヨネーズ、卵のパックなどの容器、プラスチック製のおもちゃ、発泡スチロールなど)、ビデオテープ・カセットテープ・CD・DVD
ビニール・プラスチック類	ビニール類、プラスチック類、石油化学製品、洗剤ボトル、ソース・マヨネーズ等の容器、スナック菓子の袋、ラップ類、レジ袋、カセットテープ、ビデオテープ、CD、おもちゃ、発泡スチロール、合成皮革、ゴム製品	ペットボトル	指定ペットボトル
ビン・カン・ガラス	アルミ缶、スチール缶、海苔の缶、ジュースビン、洋酒ビン、一升ビン、ビールビン、ジャム等のビン、ガラス製品、板ガラス、鏡	ビン・カン	アルミ・スチール缶(ビール缶・ジュース缶・スプレー缶・カセットボンベ・缶詰缶など)、ビン(ジュース・ドリンク剤・ジャム・調味料・ウイスキー・焼酎など)
金物・陶磁器類	小型の金属製品、一斗缶、スプレー缶、カセットボンベ、傘、アルミホイール、小型家電製品、ホットカーペット、刃物類、茶碗、皿、陶器、植木鉢、その他金属を含むもの	不燃ごみ	ガラス類(コップ・板ガラス・鏡・化粧品ビンなど)、陶磁器類(茶わん・皿・花瓶・植木鉢など)、小型家電製品(小型ステレオ・掃除機・ビデオデッキ・ドライヤーなど)、照明器具類(電気スタンド・電球・蛍光灯・カサなど)、小型の金属製品(スプーン・ハサミ・なべ・カミソリ・電池など)、硬いプラスチック製品(ポリバケツ・ホット・園芸用プランターなど)、スポーツ用品(ゴルフバッグ・テニスラケット・スキー用品など)、小型の暖房器具類(ストーブ・ファンヒーター・こたつなど)、自転車
有害ごみ	乾電池、体温計、温度計、白熱灯、蛍光灯		
粗大ごみ	指定袋に入らない大きさの物	粗大ごみ	家具類(机・タンス・テーブル・イス食器棚など)、タタミ、ジュタン・カーペット、寝具類(布団・毛布・スプリングのないマットレスなど)、木材(長さ2m・直径30cm以内のもの)、大型の缶(ドラム缶・一斗缶・農薬缶など)、ブリキのトタン、鉄骨類(鉄骨・アングル・水道管などで2m以内のもの)

今後 (30年度)

分別名	対象となるもの
可燃ごみ	台所ごみ(料理くず、果物の皮、卵のから、貝殻、食用油を固めた物等)紙くず類、紙おむつ、皮革類、木の枝・草(50cm未満で少量のもの)、ビニール類、プラスチック類、石油化学製品、洗剤ボトル、ソース・マヨネーズ等の容器、ラップ類、カセットテープ、ビデオテープ、CD、おもちゃ、合成皮革、ゴム製品
紙類	新聞、雑誌、段ボール、紙バック、雑紙
衣類・布類	衣類、布類
プラスチック製容器包装	指定プラスチック類(表示のあるもの)
ペットボトル	指定ペットボトル
ビン・カン	アルミ缶、スチール缶、海苔の缶、ジュースビン、洋酒ビン、一升ビン、ビールビン、ジャム等のビン
金物・陶磁器・ガラス類	小型の金属製品、一斗缶、スプレー缶、カセットボンベ、傘、アルミホイール、小型家電製品、ホットカーペット、刃物類、茶碗、皿、陶器、植木鉢、その他金属を含むもの、ガラス製品、板ガラス、鏡
有害ごみ	乾電池、体温計、温度計、白熱灯、蛍光灯
粗大ごみ	指定袋に入らない大きさの物

(別紙2) 現有処理施設の概要

自治体・組合名	施設名称	所在地	種類	処理能力	処理方式	改廃等	竣工年	処理対象物	備考
成田市	いずみ清掃工場	成田市小泉344-1	ごみ焼却施設	144t/24h (72t×2炉)	連続燃焼式 (ストーカ式)	廃止	昭和53年	可燃ごみ	ダイオキシン対策工事 平成14年 いずみ清掃工場解体工事 平成28年3月完了
			破碎装置	16t/8h				可燃粗大ごみ	
成田市	成田市リサイクルプラザ	成田市小泉344-1	粗大ごみ処理施設	40t/5h	選別・破碎・圧縮	使用中	平成10年	ビン・かん・ガラス、金物・陶 磁器類、有害ごみ、不燃粗 大ごみ	
			ペットボトル減容機	430kg以下/日					
成田市	成田クリーンパーク	成田市十余三73-34	最終処分場	176,000m ³	管理型処分場	埋立 終了	平成元年	焼却残さ、不燃残さ	
成田市	成田浄化センター	成田市吉倉127-1	し尿処理施設	120kl/日 (し尿20.4kl/日 浄化槽汚泥99.6kl/日)	標準型脱窒素処理 方式(焼却設備を併 せ持つ)	使用中	昭和62年	し尿、浄化槽汚泥	H26.3.19付変更 処理能力80kl/日→120kl/日
成田市 富里市	成田富里いずみ清掃工場	成田市小泉344-1	熱回収施設	212t/日 (106t×2炉)	全連続燃焼式 (ガス化熔融式) 污水無放流	使用中	平成24年	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ	

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1(平成25年度)

1 地域の概要

(1)地域名	成田地域	(2)地域内人口	129,786 人	(3)地域面積	213.84 km ²
(4)構成市町村等名	成田市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度
排出量	事業系 総排出量（トン）	19,568	18,450	17,373	17,452	16,903	16,097 (H23比-5%)
	1 事業所当たりの排出量（トン/事業所）	3.0	2.7	2.3	2.3	2.4	2.1
	家庭系 総排出量（トン）	32,754	32,390	32,135	31,891	32,390	30,830 (H23比-5%)
	1 人当たりの排出量（kg/人）	210	202	200	196	201	160
	合計 事業系家庭系排出量合計（トン）	52,322	50,840	49,508	49,343	49,293	46,927 (H23比-5%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
	総資源化量（トン）	13,517 (26%)	13,510 (27%)	12,849 (26%)	12,775 (26%)	12,108 (25%)	13,900 (30%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量 MWh）	—	—	—	—	—	20,000
中間処理による減量化量	減量化量（中間処理前後の差 トン）	39,402 (75%)	37,703 (74%)	37,172 (75%)	36,652 (74%)	36,277 (74%)	36,634 (74%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	2,218 (4%)	2,281 (4%)	1,987 (4%)	2,437 (5%)	3,320 (7%)	866 (2%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月日	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	竣工予定年月日	処理能力(単位)	
焼却施設	成田市	ストーカ式	有	144t/24h	S53.4	H28.3 廃止	老朽化				
		破碎		16t/8h							
焼却施設	成田市 富里市	ガス化溶融炉 シャフト式	有	212t/24h	H24.10						
粗大ごみ処理施設	成田市	破碎・選別・圧縮 ペットボトル減容機	有	40t/5h 430kg以下	H10.4						
ストックヤード	成田市						合併による能力不足 資源化	ストックヤード	H29.10	1,035.82㎡	旧ごみ焼却施設解体 後、跡地に建設
最終処分場	成田市	管理型	有	176,000㎡	H元.4	H19.7.24 最終覆土 終了	成田国際空港北伸による 埋立終了				
し尿処理施設	成田市	標準型脱窒素処理方式 (焼却設備併せ持つ)	有	120k1/日	S62.11						H26.3.19付 処理能力変更 80k1/日→120k1/日

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（別添資料）

4 生活排水処理の現状と目標

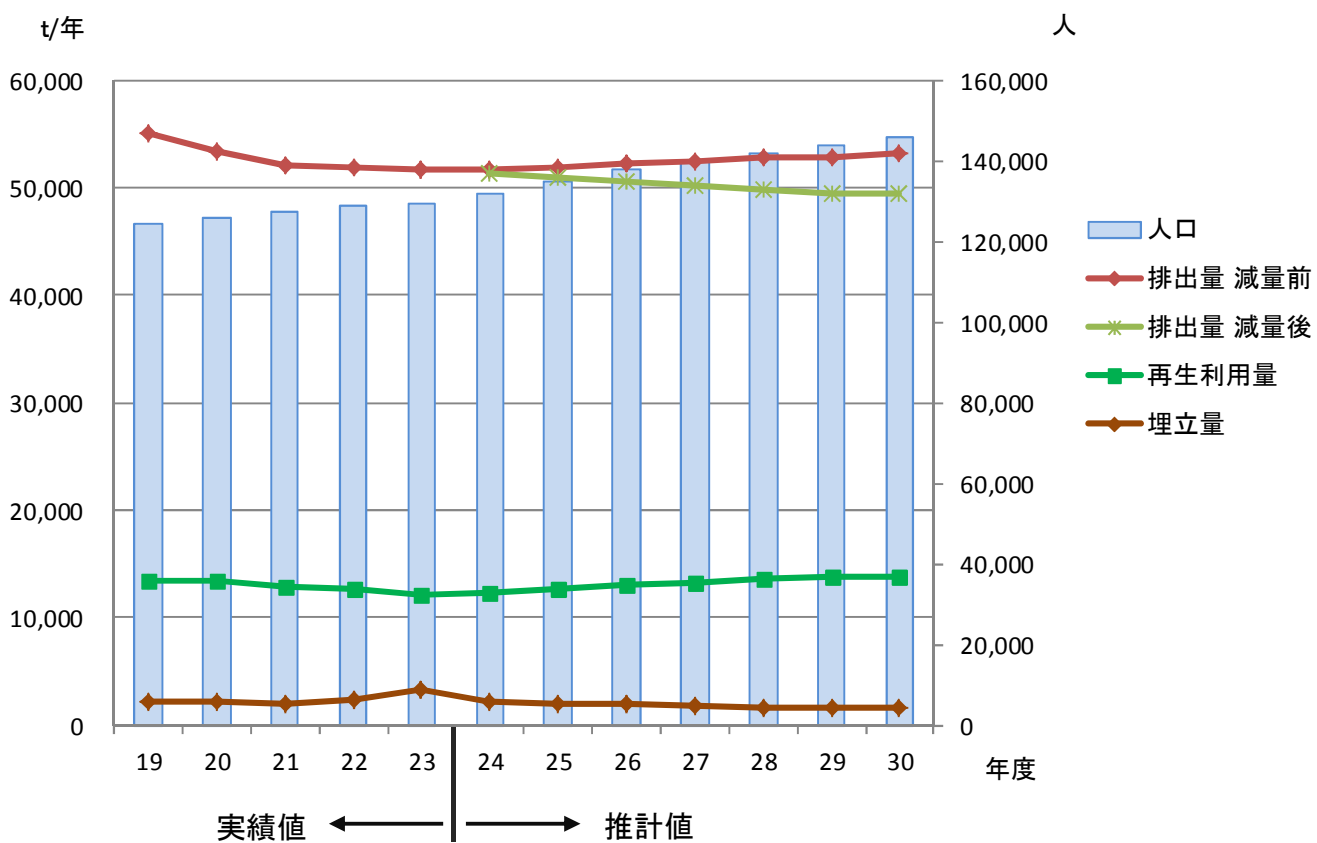
指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度
総人口		124,328	125,802	127,353	128,933	129,255	146,000
公共下水道	汚水衛生処理人口	84,216	86,340	87,841	88,599	90,027	112,265
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	67.7	68.6	69.0	68.7	69.7	76.9
農業集落排水施設	汚水衛生処理人口	1,578	1,677	1,761	1,838	1,864	2,070
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.3	1.3	1.4	1.4	1.4	1.4
集中処理浄化槽	汚水衛生処理人口	2,400	2,400	2,400	2,400	2,385	2,385
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.6
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	13,156	14,093	14,676	15,120	15,651	18,880
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	10.6	11.2	11.5	11.7	12.1	12.9
未処理人口	汚水衛生未処理人口	22,978	21,292	20,675	20,976	19,328	10,400

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	成田市	4,499	13,890	昭和63年4月	765	2,300	平成30年	

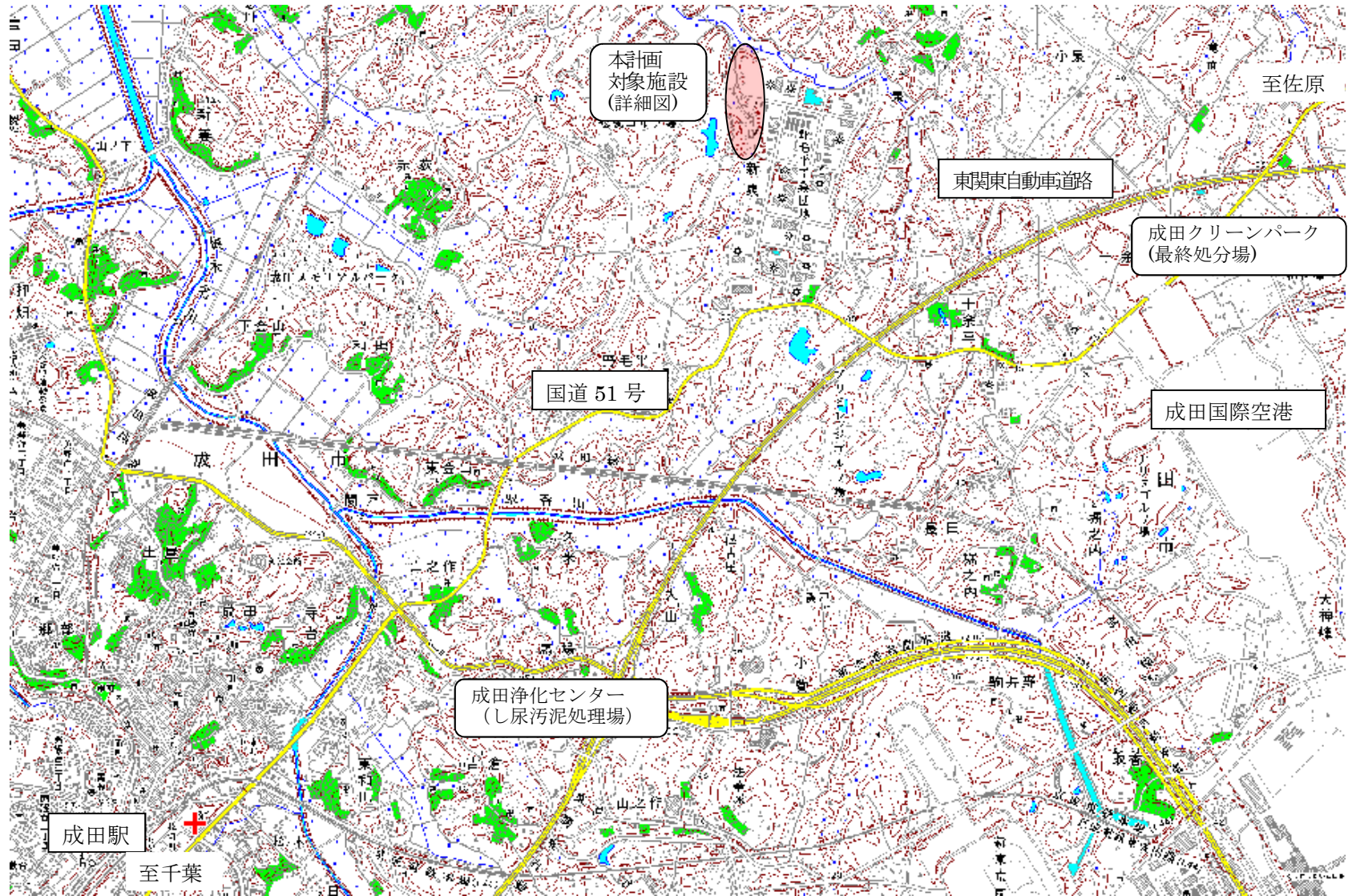
※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。

別添資料1 トレンドグラフ

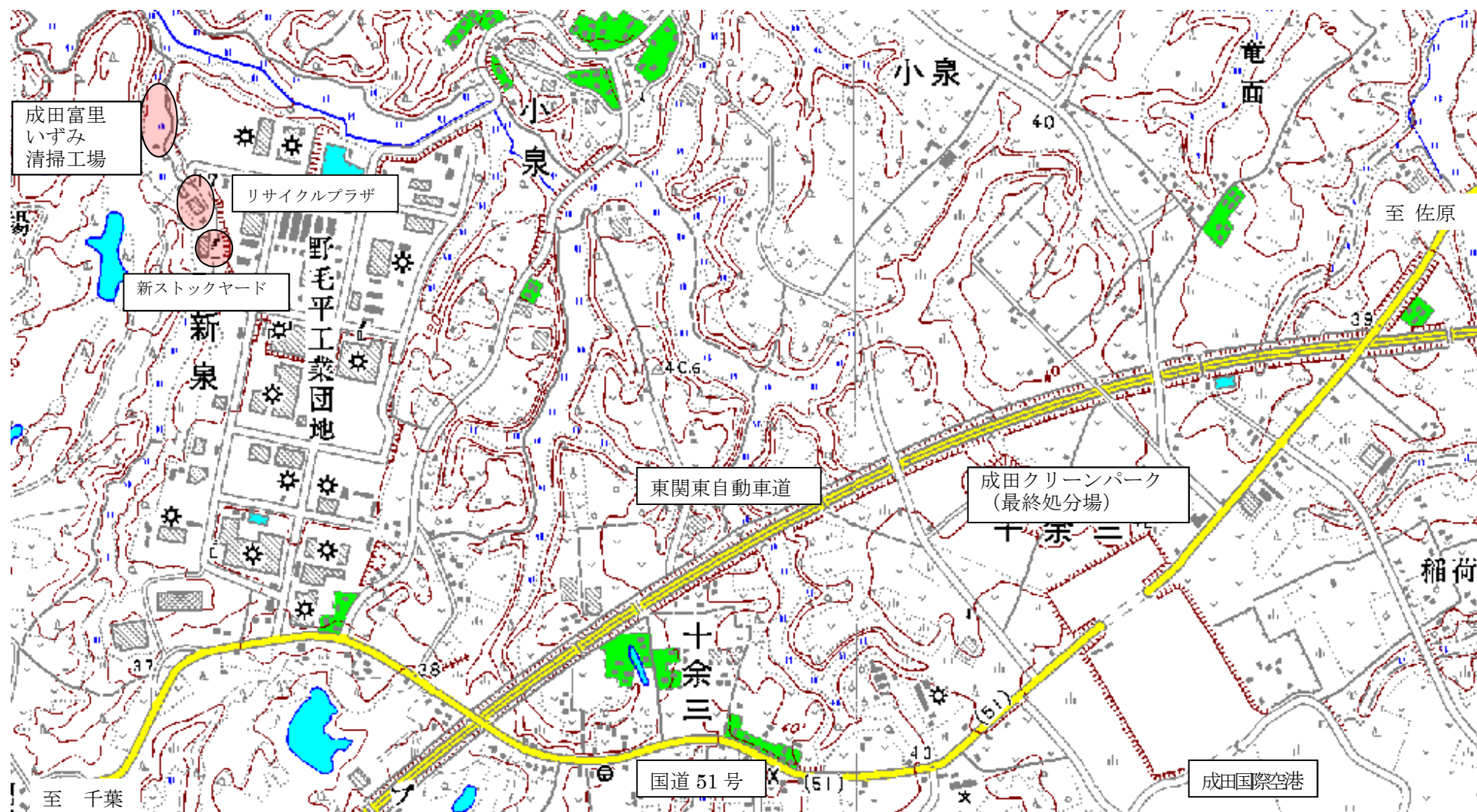


別添資料2 処理施設の状況

施設位置図（概略）



施設位置図（詳細）



様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成25年度)

様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成25年度)

事業種別	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
							事業名称	※1	※2	単位	開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度		平成 29年度	平成 25年度
○再生利用に関する事業							735,566	0	52,260	224,868	75,400	383,038	564,756	0	52,260	215,817	75,400	221,279	
							735,566		52,260	224,868	75,400	383,038	564,756		52,260	215,817	75,400	221,279	
							277,128		52,260	224,868			268,077		52,260	215,817			
							458,438			0	75,400	383,038	296,679			0	75,400	221,279	
○浄化槽に関する事業							210,144	45,462	39,892	35,698	44,546	44,546	210,144	45,462	39,892	35,698	44,546	44,546	
							210,144	45,462	39,892	35,698	44,546	44,546	210,144	45,462	39,892	35,698	44,546	44,546	
○施設整備に関する計画支援に関する事業	31						12,836	4,631	0		8,205		4,631	4,631	0		0		
合計							958,546	50,093	92,152	260,566	128,151	427,584	779,531	50,093	92,152	251,515	119,946	265,825	

※1 事業番号については、計画本文3(3)第4表に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策等の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
発生抑制・再使用の推進に関するもの	11	有料化	家庭系一般廃棄物処理の有料化により、発生抑制に資する。	成田市	H 25	H 29		基礎制度、料金、課金方法の検討			有料化の導入 (時期未定)		
								普及啓発					
	12	PR強化等による資源化、減量化運動の推進	定期的なPR活動、フリーマーケット等イベントの開催、マイバック運動・レジ袋対策の推進、使い捨て容器等の自粛、詰め替え製品等の使用促進、廃棄物減量等推進員との連携、施設見学会の開催	成田市	H 25	H 29		イベントの開催					
								資源化、減量化運動の推進					
	13	家庭用減量器具等への補助制度の推進	家庭用ごみ減量器具等の購入に対して補助金を交付する。	成田市	H 25	H 29		家庭用ごみ減量器具等購入補助金の交付					
							奨励金交付制度の継続・充実						
	14	有価物資源集団回収の推進	団体・組織による集団回収運動への奨励金を交付する。	成田市	H 25	H 29		普及啓発・イベントの実施					
							解説書の検討及び作成、配布・掲載						
	15	生活排水対策普及・啓発活動	生活排水対策に関する広報等による普及啓発、イベント開催等を行う。家庭で実施できる浄化の具体的対策をパンフレットやホームページで解説する。	成田市	H 25	H 29		大規模事業者への普及啓発、指導					
処理体制の構築、変更に関するもの	21	事業系一般廃棄物の排出事業者の処理計画策定	延べ床面積500㎡以上の事業所に対しては、事業系一般廃棄物の減量化に関する計画書を作成し、実行するように引き続き推進していく。	成田市	H 25	H 29		見直しの継続					
							普及の継続						
	22	事業系ごみ処理手数料の見直し	廃棄物処理事業の費用負担のありかたの検討とともに、定期的な見直しを図る。	成田市	H 25	H 29		事前調査 実施設計					
	23	合併処理浄化槽の促進	印旛沼・河川等の水質浄化をはかるため、合併処理浄化槽の設置を促進する。	成田市	H 25	H 29		実施設計					
処理施設の整備に関するもの	1	リサイクルセンターの整備	廃焼却炉の解体、ストックヤードの建設	成田市	H 26	H 29	○	廃炉解体			ストックヤード 建設		
	2	合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による印旛沼・河川等の公共水域の水質汚濁の防止を図る。	成田市	H 25	H 29	○	浄化槽の段階的整備					関連事業 23
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	1の計画支援	廃焼却炉の解体事前調査・実施設計	成田市	H 25	H 28	○						関連事業 1
			ストックヤード建築実施設計					実施設計					
その他	41	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	関係団体や小売店との協力により普及啓発の充実に努める。	成田市	H 25	H 29		普及・啓発の継続					
							パトロールの強化						
	42	不法投棄対策	分別区分の徹底とパトロールの強化、街灯の設置 ポイ捨て条例の周知徹底と、不法投棄監視員制度を拡充させる。	成田市	H 25	H 29		広報による周知、監視員の拡充					
	43	災害時の廃棄物処理体制の整備	災害時に発生する廃棄物の広域処理体制の確保、近隣地域との連携体制の強化	成田市	H 25	H 29		広域処理体制の確保、近隣地域との連携体制の強化					

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	成田市
(2) 施設名称	ストックヤード
(3) 工期	平成 28 年度 ～ 平成 29 年度
(4) 施設規模	延床面積 スtockヤード棟 814.60 m ² 処理前ヤード棟 197.38 m ² 事務所棟 23.84 m ² 合計 1,035.82 m ²
(5) 処理方式	中間処理前・後の一時保管施設
(6) 地域計画内の役割	中間処理前・後の一時保管施設
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

(10) スtock対象物	プラスチック製容器包装、ペットボトル、ビン・カン、 金物・陶磁器・ガラス類、有害ごみ、新聞・雑誌・ダンボール、紙パック、雑がみ、衣類・布類、粗大ごみ、スラグ
---------------	---

(12) 事業計画額	735,564千円
------------	-----------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	成田市		
(2) 整備計画の方針	水環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進する。		
(3) 事業の実施目的及び内容	一般家庭等からの生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置に対し、補助金を交付する。		
(4) 設置整備事業の整備計画	有 ()	<input checked="" type="radio"/> ()	年度策定予定)
(5) 浄化槽整備状況 (実使用人口で記入)	平成 29 年度整備計画人口／全体整備計画人口 (%)		12.8%
	平成 23 年度までの整備人口／全体整備人口 (%)		12.1%
(6) 具体的な整備計画	総事業費	210,144 千円	(整備計画人口 1,951 人分)
	選 定 額	210,144 千円	
	所 要 額	62,623 千円	

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳） 【個人設置型】

※ 個人設置型と市町村設置型とを明記し、双方の整備がある場合は、表を分けて記載のこと

人槽区分	交付対象者数 (1,951 人分)	基準額 (円)	対象経費 支出予定額 (円)	選定額 (円)
5 人槽	418 基 (1056 人分)	120,268,000	120,268,000	120,268,000
6～7 人槽	170 基 (510 人分)	62,268,000	62,268,000	62,268,000
8～10 人槽	40 基 (137 人分)	8,432,000	8,432,000	8,432,000
11～20 人槽	基 (人分)			
21～30 人槽	8 基 (128 人分)	12,400,000	12,400,000	12,400,000
31～50 人槽	4 基 (120 人分)	6,776,000	6,776,000	6,776,000
51 人槽以上	基 (人分)			
合 計	640 基 (1,951 人分)	210,144,000	210,144,000	210,144,000

➤ 交付対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村人口 _____

市町村世帯数 _____

対象地域人口 _____

対象地域世帯数 _____

	総建設費	1 年当たり 建設費	1 年当たり 維持管理費	1 年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

計画支援概要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	成田市	
(2) 事業目的	ストックヤード整備のため	
(3) 事業名称	いずみ清掃工場解体・ストックヤード整備（事業番号 1）に係る調査設計事業	
(4) 事業期間	平成 25 年度	平成 26～28 年度
(5) 事業概要	廃焼却炉解体事前調査 廃焼却炉解体実施設計	ストックヤード建設工事実施設計
(6) 事業計画額	4,631 千円	8,205 千円